

防府市廃棄物減量等推進員要綱

平成11年4月1日制定

(趣旨)

第1条 各地域の資源ごみ・危険ごみの分別排出を推進するため、防府市廃棄物減量等推進員（以下「推進員」という。）を置く。

(設置基準)

第2条 推進員は、原則として各自治会の資源ごみ・危険ごみステーションに二人以内とする。

(委嘱)

第3条 推進員は、自治会長の推薦に基づいて市長が委嘱する。ただし、マンション等で資源ごみ・危険ごみステーションを設置した場合は、その施設の管理組合等の推薦によることとする。

(任期)

第4条 推進員の任期は、2年とする。

2 推進員に欠員が生じた場合の任期は、前任者の残任期間とする。

(活動)

第5条 推進員の活動は、次のとおりとする。

- (1) 資源ごみ・危険ごみの分別排出等の指導に関すること。
- (2) 資源ごみ・危険ごみステーションの清潔保持の指導に関すること。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。